

議案第 号

宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年） 月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例

宝塚市立スポーツ施設条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表5宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金の部（2）附属設備の利用料金の款多目的グラウンド夜間照明の項の次に次のように加える。

テニスコート夜間照明	1時間につき	300円
------------	--------	------

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
 宝塚市立スポーツ施設条例(平成17年条例第41号)新旧対照表
 (現行)

別表(第10条関係)

1~4 (略)

5 宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金

(1) (略)

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
多目的グラウンド夜間照明	1時間につき	3,000円

(改正案)

別表(第10条関係)

1~4 (略)

5 宝塚市立花屋敷グラウンドの利用料金

(1) (略)

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	利用料金
多目的グラウンド夜間照明	1時間につき	3,000円
テニスコート夜間照明	1時間につき	300円

宝塚市立スポーツ施設条例の一部改正について（概要）

1 経緯について

令和6年(2024年)4月から、市立花屋敷グラウンドの指定管理を担っている国際ライフパートナー(株)（以下、指定管理者とする。）が、利用者の拡大と利便性の向上を目的とし、施設内テニスコートの夜間照明設備を設置致しましたので、当該附属設備の使用料金を新たに設けるために所用の条例改正を行うものです。

2 使用料改正の内容

(1) 対象設備について

宝塚市立花屋敷グラウンド内テニスコートの夜間照明設備

(2) 利用料金及び算定根拠について

指定管理者と協議し、市立スポーツセンターのテニスコートの夜間照明と同額とすることとなりました。

利用料金 … 1時間当たり 300円/1コート

(3) 実施時期について

本年度の12月議会に付議し、議会の議決後、令和7年(2025年)1月から適用します。なお、利用者への周知期間や方法については、引き続き指定管理者と協議を行います。

(4) 効果について

仕事帰りの社会人などの夜間利用の拡大が見込め、さらなるテニス競技の普及、啓発につながるものです。

3 指定管理期間終了後の財産処分の手法について

- ・当該附属設備は、指定管理期間終了後、市に無償譲渡される予定です。
- ・条例改正後覚書を締結します。

4 他市の状況

テニスコート夜間設備利用料

西宮市	110円/15分間・1コート	(流通東・浜甲子園・鳴尾浜臨海)
尼崎市	100円/30分間・1コート	(記念公園)
川西市	400円/1時間・1コート	(県立西猪名公園)
三田市	300円/1時間・1コート	(城山公園)
猪名川町	500円/1時間・1コート	(スポーツセンター)

5 今後の日程（参考）

令和7年1月 条例施行